

第4 子ども・若者総合相談センター

設置・運営指針では、「子ども・若者総合相談センターが設けられる趣旨は、幅広い分野にまたがる子ども・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことである。必ずしも、子ども・若者に関する全ての問題を子ども・若者総合相談センターだけで解決することが求められるものではない。すなわち、子ども・若者総合相談センターにおいては、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一次的な受け皿になり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。」とされています。

ここでは、子ども・若者総合相談センターについて、参考となる事項について掲載するとともに、先行自治体の設置例について紹介します。

1 関係機関リストの整備

内閣府の設置した「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」の報告書（社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために）において、支援ネットワーク形成の第一歩として、複数の部局にまたがる「連絡会議」を設置し、地域における問題状況及び地域内に存在する社会資源を把握して「支援機関マップ」を作成することが提案されています。

「支援機関マップ」は、本書の「想定される協議会の構成者」（18頁～）及び別に県が作成した「あいち子ども・若者支援ガイドマップ」を参考に、市町村ごとに調査・把握した社会資源を加えて、作成していただきたいと思います。なお、その際の調査項目を例示すると次のとおりです。

記載項目（例示）

項目	内容
1 人的構成	代表者、担当者、保有資格
2 設備	設備
3 活動内容	得意な支援分野（理念含む）
	具体的な活動内容 ・相談（面接・訪問・電話・メール・メンタルカウンセリング） ・家族支援 ・居場所提供 ・外出付き添い ・共同生活 ・グループ活動 ・作業 ・就労支援（職場訪問、職業体験、就職活動支援、キャリアカウンセリング） ・学習支援、資格取得学習支援
	年間行事
	今後の取組
4 活動成果	成功事例
	利用者からの声
	利用状況（利用者数）
5 利用関係	利用時間、利用手続き、アクセス、利用料金、対象地域、権利擁護や人権侵害防止に気をつけていること
6 連係	他機関との連携
7 その他	設立時期、設立経緯、連絡先、建物・スタッフの写真、機関紙の発行状況 取材者のコメント

2 「相談の一次的な受け皿」となり、他の適切な機関（地域協議会を含む）に「つなぐ」

(1) 基本的姿勢

子ども・若者総合相談センターが「たらい回し」を防ぎ、「つなぐ」役割を果たすため、設置・運営指針では「相談者を地域内の他の適切な機関を紹介する場合、相談者の希望を踏まえ、紹介先の受入意向を確認の上、相談者を当該機関に紹介するなどの配慮が必要である。」としています。

また、内閣府が作成した「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」では、ユースアドバイザーに求めたい資質として、次のように述べていますが、子ども・若者総合相談センターの対応にも共通する視点を含んでいます。

支援現場で関わる若者の抱える問題は、不登校、ひきこもり、非行、刑務所出所者、対人恐怖、発達障害、うつ、統合失調症、強迫神経症、自律神経失調症、生活困窮、早期妊娠・出産、援助交際、自殺願望など深刻化しており、それがさらに複合化している。一人の支援者がすべてに対応できる必要性はないが、各問題に全く無知というわけにはいかない。なぜなら、目の前にいる若者が勇気を持って打ち明けた相談内容はいかなるものであれ、まずは受け止めることが重要だからである。また、各問題の専門家につなぐにしろ、相手にその相談内容が的確に伝わらないことには、リファール（紹介）ではなく、たらい回しになりかねないからだ。

若者の自立支援に関わるとき、支援者が忘れてはならないことは、「目の前の若者の人生を壊してしまうリスク」を抱えているということである。他意なくかけた一声により、若者が深く傷つき、自宅から再び出られなくなる。よかれと思ってとった行動が、予想外の影響を及ぼしてしまうこともある。そのリスクを減らし、若者が自立的な人生を送れるよう支援していくためには何が必要なのかを理解していただきたい。（第5章「支援の実施」より抜粋）

(2) 面接

ア 聴取項目（例示）

項目	内容
1 基本的情報	本人の住所・氏名・生年月日・年齢・性別・連絡先など
2 相談者情報	住所・氏名・性別・本人との続柄・来所経緯（紹介元）など
3 家族構成	続柄、氏名・生年月日・職業など
4 相談内容	主訴（来所目的）・今後についての要望など
5 生育歴	幼年期の状況、学生時代の状況、卒業後の状況など
6 現在の生活	日常生活・暮らしぶりなど
7 心身の状況	通院・服薬・症状など
8 趣味、特技	
9 他機関での相談歴	
10 家族の状況	家族環境
11 所見	気になる様子や言動・見立てなど
12 必要な支援	

イ 聴取にかかる留意点（「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」の第5章より抜粋）

（ア） ニーズ

私たちの支援はクライアントのニーズに対応しているからこそ意義がある。その意味で、クライアントのニーズの把握はアセスメントの出発点だと言える。ただし、クライアント自身、自分が何を求めているかを明確に理解しているとは限らない。少なくとも面接の最初の段階では、ニーズは漠然とした問題意識、不安全感、不満のような形をとっていることが多い。したがって、クライアントのニーズをつかむためには、「何を求めているか。」よりも「今、困っていることは何か。」からアプローチしていく方がうまくいくようである。そもそも私たちの前に現れる以上、全く困っていないことはあり得ない。いやいや保護者に連れられてきて、「自分は別に困っていない。」と言い張る若者がいたとしても、「ご家族はどういうことで困ってらっしゃるのでしょうか。」と問えば、それなりの答えが返ってくるはずである。そうして「意欲がわからない。」、「就職口が見つからない。」、「シンナーがやめられない。」などの「困っていること」が示されれば、次はそれについて、より具体的に尋ねていく。問題の始まった時点、そのきっかけ、これまでの経過、比較的調子の良かった時期、悪かった時期、現時点での危機の深刻さ、これまでとった対策等々である。

このうち、「比較的調子の良かった時期」については、詳しく聴くと好転の鍵となる要因が潜んでいる場合がある。たとえば普段は意欲の乏しいクライアントが、母が入院した時だけは一生懸命家事をやったとするならば、母がパートに出て、本人に家事を分担させるという選択肢があるかもしれない。逆に、「これまでとった対策」は、選択肢を絞る方向での利用価値が高い。クライアントやその家族はこれまで散々いろいろな手段を試してきており、同じことを改めて繰り返しても効果は期待できないからである。また、「現時点での危機の深刻さ」は、援助や介入の緊急性を査定するうえで重要である。あまりに余裕がなければ、即座に対応措置をとったり、他機関に協力を仰いだりする必要があるだろう。

こうしてクライアントのニーズがある程度明確化しても、それを固定的にとらえてはならない。アセスメントが進んでいく中で、ニーズが変化することもあるからである。たとえば、最初のニーズは職場の対人関係の悩みの解決であっても、その背後に神経症的な症状があることが分かり、精神科へのリファー（紹介）が必要となる場合もあるだろうし、もともとやりたい仕事があることが分かり、円滑な転職こそが課題となる場合もあるだろう。その意味で、クライアントのニーズは最初から確定したものではなく、支援の中で変化していくものだと考える方がよい。

（イ） 生育史

ニーズをある程度つかんだ後、生育史や家族関係など、その背景となっている状況を聴いていく。生育史の聴取は、通常、幼少時からの出来事を順次聴いていくことが多い。事前に何らかの調査用紙を用意して記入してもらい、それに基づいて聴けば、より効率的である（ただし、その確認や穴埋めだけでは本当に重要なことはつかめない。）。具体的な項目としては以下のようなものが挙げられる。

<1>出産状況、発育状況、養育者、障害等。<2>家庭内のトラブル、転居、同居家族の変動等。
<3>学校適応、成績、転校、受験、クラブ活動、不登校、いじめ等。<4>職場適応、仕事の内容、給料、転職、怠休、徒遊等。<5>友達関係、異性関係、交遊範囲等。<6>趣味、特技、熱中したこと等。<7>犯罪、非行、補導歴、施設歴、飲酒、喫煙、自殺自傷等。

もちろん、これらすべてを同じ重みで聴く必要はない。ニーズとの関連で重要な事項は集中して聴く必要があるし、関係の薄いところはざっと確認するだけでよい。ただ一見ニーズと無縁に見えても、クライアントが妙に熱心に話すような事柄は無視してはならない。いわば地下水路のような形で、ニーズと強く結びついている場合があるからである。また、もしク

クライアントの口が重ければ、趣味や修学旅行など楽しいエピソードから聴き始めると、それが突破口になることが多い。しかも、そのようなエピソードからは、クライアントの長所や、活力、志向などがうかがえることがあり、それは今支援していく際に、貴重な手掛かりとなる。

(ウ) 家族関係

家族について有益な情報を得るのは簡単ではない。もちろん、家族構成や年齢、職業、経済水準等を一通り聴くことは可能であるし、ある程度ラポール（クライアントとの心的融和）がとれば、アルコール依存や暴力などの家族の問題行動についても、なんとか話してくれることが多い。しかし、父や母がどのような性格や特徴を持った人物なのか、その人となりをつかむのは難しい。直接「どんな人か」と聴いても、「普通」と言われるのがおちである。それは気恥ずかしさや警戒心のせいだけではない。私たち自身も、自分の家族について正面から「どんな人か」と問われて、うまく表現することは難しいはずである。誰でも、ごく身近な人については客観的に語りにくいのである。そういう場合、エピソードを中心に聴くことが有効である。父や母が、ある特定の場面において、どんなことを言い、どんな行動をとったかを、その前後の状況も含めて詳しく聴いていく。取り上げる場面は、「母に一番腹を立てたとき」、「初めて非行がばれたとき」などクライアントにとって重要な場面が良い。それを具体的に聴いていくうちに、自ずとその人となりが分かっていくことが多い。ただ、生育史にも言えることであるが、こうして得た情報は、クライアントによって主観的に色づけられている。極端に言えば、クライアントが語るのは、あくまでクライアントにとっての家族であり、生育史でしかない。それだけに相互に矛盾していたり、客観的情報と食い違っていたりする場合がある。そのずれが大きい部分については、タイミングを見てクライアントに伝え、じっくり再検討してみる必要がある。そこに問題の中心が隠れている場合も多い。

(エ) 現状の再確認

一通りの聴取を終えた後、一日の流れを時間に沿って細かく聴いていくと有意義である。最近の特定の日、朝何時にどこで目覚めたか、朝食は誰と何を食べたか、何時に家を出てどこへ行って何をしたか、誰に会ったか、帰宅して何をしたか、寝たのは何時か。・・・これらを詳しく聴いていくと、クライアントの実際の生活の姿が見えてくる。また、クライアントのニーズについて、改めて聴き直すことも重要であり、これもまた、クライアントの現状を再確認する意味を持っている。いずれにせよ、過去に遡って話をした後、もう一度現在の姿を見直すというプロセスが必要となるのである。そして、このようにして再確認した現状と、これまで聴取してきた生育史、家族関係を対照し、クライアントのある程度統一的なイメージが形成されたならば、ひとまず面接が一段落ついたとすることができる。ただ、これはあくまで一段落であり、心理検査の結果や外部情報が得られれば、その都度、面接にフィードバックし、再検討していかねばならない。

3 先行自治体の設置する子ども・若者総合相談センター

設置・運営指針では、「子ども・若者総合相談センターの機能を担うに当たっては、新たに相談窓口や関係施設を設けることを一律に求めるものではなく、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持てば足りる。当該機関の名称についても、「子ども・若者総合相談センター」にする必要はない。一方、本法の趣旨及びひきこもりや若年無業者の問題が遷延化してきている現状を踏まえ、30歳代を含めた者に対し情報提供のできる体制とすることが望ましい。」としています。

ここでは、参考までに先行自治体における子ども・若者総合相談センターの概要について掲載します。

(1) 札幌市（北海道）

子ども・若者総合相談センターとしての機能は、若者に対する相談窓口を札幌市若者支援総合センターが担い、子どもに対する相談窓口を札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターが担っています。

名称・所在地	対象	備考
札幌市若者支援総合センター （平成 22 年設置） 所在地：中央区北 8 条西 2 4 丁目	引きこもりやニートなどの困難を有する若者でおおむね 40 歳未満の若者の相談窓口	センター内に「さっぽろ若者サポートステーション」を設置
札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター 所在地：中央区南 1 条東 1 丁目	18 歳未満の子どもの悩み、または市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みごとについての相談窓口	

(2) 北九州市（福岡県）

子ども・若者応援センター「YELL」が、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担っています。

名称・所在地	業務内容	備考
子ども・若者応援センター「YELL」 （平成 22 年度設置） 所在地： 北九州市戸畑区汐井町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談・助言 ・ 保護者のための面接相談 ・ 相談内容に応じた情報提供 ・ 専門機関との連携 等 	<p>社会福祉法人 北九州市福祉事業団が業務受託</p> <p>キャリアカウンセラー等の資格を有する相談員 2 名が常駐</p>

(3) 三条市

子ども・若者総合相談センターを設けてはいないが、従来の相談機能である、幼稚園、保育所、小中学校、青少年育成センター、若者サポートステーション、子育て支援課の家庭児童相談などへの相談を活用し、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目なく総合的に支援するため、市がその情報を可能な限り集約・一元管理し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにするため、「三条市子ども・若者総合サポートシステム」を構築しています。

ア 子ども・若者総合サポートシステムの対象者

(ア) 発達障がい児を含む障がい児 (イ) 被虐待児童 (ウ) 不登校児、非行児

(エ) その他支援が必要な子ども (いずれも可能性のある子どもを含む)

(オ) 妊産婦を含む保護者

イ 実施組織（調整機関）

教育委員会子育て支援課

第5 調整機関・指定支援機関

1 先行自治体における調整機関及び指定支援機関

設置・運営指針では、「調整機関に指定されるのは、各地方公共団体の青少年担当部局のほか、子ども・若者総合相談センターも想定される。一方で、福祉、保健、医療、雇用を所掌する部局又は教育委員会が困難を有する子ども・若者への支援の中心となってきた地方公共団体もあり、具体的にどの機関を調整機関として指定するかは各地方公共団体の判断による。」としています。ここでは、参考までに先行自治体における調整機関・指定支援機関の概要について掲載します。

	調整機関		指定支援機関	
	名称	専門職の配置状況	名称	専門職の配置状況
札幌市 (北海道)	札幌市若者支援総合センター ※1センターは教育委員会生涯学習部生涯学習課が所管 ※2センターの指定管理者は財団法人札幌市青少年女性活動協会	精神保健福祉士 社会福祉士 キャリアコンサルタント等 ※札幌市若者支援総合センターは、子ども・若者総合相談センターとしての機能も担っている。	財団法人札幌市青少年女性活動協会	精神保健福祉士 社会福祉士 キャリアコンサルタント等
三条市 (新潟県)	教育委員会 子育て支援課	保健師 家庭児童相談員 (幼稚園教員免許、保育士資格、臨床心理士資格、社会福祉士資格のいずれかを有するか、福祉、保健、医療に関する相談業務等の経験を有する者) ※三条市(子育て支援課)では、子ども・若者総合相談センターを設置していない。	なし	—
北九州市 (福岡県)	子ども家庭局 子ども家庭部 青少年課	なし	なし	—

2 調整機関、指定支援機関等の職員に対する研修

子ども・若者育成支援推進法第18条では、「国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」としています。

国においては、平成22年度に次のような研修を実施し、平成23年度も引き続き各種研修を実施する予定です。調整機関、指定支援機関、子ども・若者総合相談センターの職員等に必要な資質・能力についての具体的な定めはありませんが、職員等の資質の向上を図るため、こうした研修の機会を積極的に利用することが重要です。

名称	対象者	研修期間
公的機関において相談業務に当たる職員の資質向上を図るための研修	青少年センターなど都道府県・市町村の公的機関において相談業務に当たる職員	5日間
民間団体において相談業務に当たる職員の資質向上を図るための研修	民間団体において雇用され、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談業務に当たる者	5日間

「官民合同研修」～ニート、ひきこもり等の子ども・若者の相談業務に従事する相談員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・市町村の公的機関において相談業務に当たる職員（概ね2年以上相談業務の経験を有すること） ・民間団体において相談業務に当たる者（概ね2年以上相談業務の経験を有すること） 	5日間
アウトリーチ（訪問支援）研修	公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動法人その他の団体であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものに所属する者	合同研修（5日間） 実地研修 事後研修（2日間）

3 指定支援機関への委託

内閣府が作成した子ども・若者育成支援推進法Q&A集では、「指定支援機関にかかる地方公共団体が負担する活動経費はどのようなものがあるか。」との問いに「指定支援機関に対して求める役割によるが、協議会のアドバイザー的な役割の場合は出席謝金や旅費が想定される。また、特定の業務（アウトリーチや相談業務）を行い、かつ受益者負担としない場合にはその対価相当額が想定される。」としています。

この対価相当額（委託経費）については、市町村が財団法人以外の民間団体を指定支援機関とした例を把握していないので、参考までに、厚生労働省の平成22年度地域若者サポートステーション事業の企画競争にかかる公示概要を掲載しました。なお、詳細については、<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/shotatu/shotatu/kikaku/2010/01/kk0127-01.html>を参照してください。

1 本体事業	2 高校中退者等アウトリーチ事業
ア 総合相談の実施 （ア）自立支援に向けた計画の作成等 （イ）個人カードの作成 イ 他の若者支援機関との連携 ウ 若者自立支援中央センター事業実施団体への報告 エ 地域若者サポートステーション事業に関する広報・周知 等	ア 高校中退者等を主な対象とした訪問支援（アウトリーチ） イ 教育機関を対象にした広報・周知活動等
15,984千円（上限額）	
19,661千円（上限額）	

3 継続支援事業	4 短期合宿型訓練事業
高卒中退者等に対する復学・進学に向けた学習支援、進路相談 等 ※ただし1、2は必須事業	高卒中退者等の中で、特にコミュニケーション能力、生活面の基礎形成等の必要性が認められる者を対象に生活訓練、労働体験等を行う。（概ね1週間） ※ただし1、2は必須事業
7,917千円（上限額）	5,605千円（上限額）

【参考】相談から支援に至るまでの流れ（春日井市案）

作業チーム会議において春日井市が作成した、「相談から支援に至るまでの流れ（案）」を掲載しました。この案は、春日井市子ども政策課が子ども・若者総合相談センターの機能を確保するとともに地域協議会の調整機関になること等を前提につくられておりますので、この流れ（案）を参考にしながらも、地域の実情に合った「流れ」について検討していただく必要があります。

（前提条件）

- ・地域若者サポートステーションといった若年無業者（ニート）支援のネットワークがない。
 - ・若者支援を行うNPOなど民間団体が少ない
- ↓
- ・子ども・若者総合相談センターの機能確保は子ども政策課が担う。
 - ・子ども・若者支援地域協議会の調整機関は子ども政策課とし、指定支援機関は置かない。

「相談から支援に至るまでの流れ（春日井市案）」

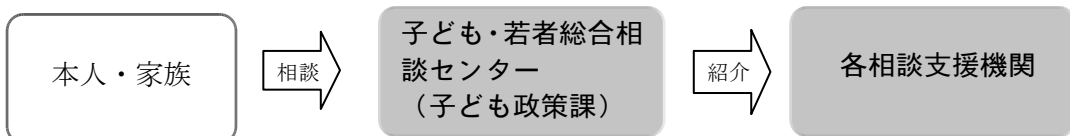
1 子ども・若者総合相談センター

- (1) 本人又家族が、子ども・若者総合相談センター（子ども政策課）に電話（面接）相談を依頼。
- (2) 子ども・若者総合相談センターが、相談対応。
 - ア 助言で終了可能な相談事案の場合
 - ・助言のみで相談対応が可能な場合は、助言により相談を終了する。
 - ・相談者についての情報、相談内容、対応等を相談受付票に記載する。



イ 相談支援機関の紹介で終了可能な相談事案の場合

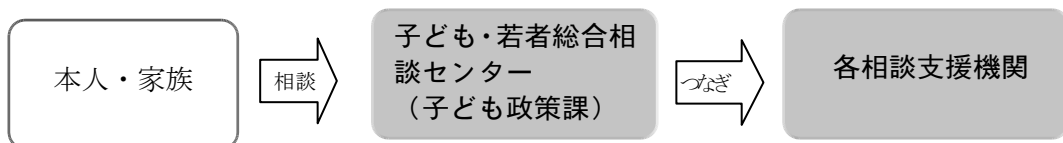
- ・教育、福祉、保健、就労といった個別の分野における相談支援機関のみで対応できる事案については当該相談支援機関に関する情報を紹介して相談を終了する。
- ・相談者についての情報、相談内容、対応等を相談受付票に記載する。



ウ 支援機関への「つなぎ」が必要であると判断する相談事案の場合

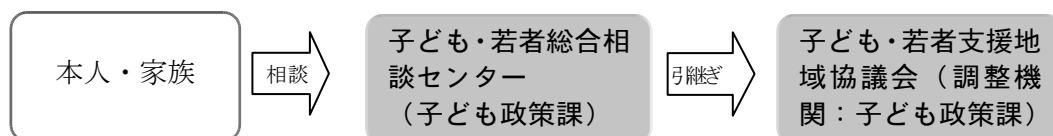
子ども・若者総合相談センターが「たらい回し」を防ぎ、「つなぎ」の役割を果たすためには、相談者の希望を踏まえ、紹介先の受入意向を確認の上、相談者を支援機関に紹介するなどの配慮が必要であるとされている（子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針（以下「設置・運営指針」という））。

この際、紹介機関にその相談内容が的確に伝わらないことには、「つなぎ」ではなく、「たらい回し」になりかねないため、相談者の同意（同意書（様式1））を得て、相談内容に関する情報（相談票の写し）を提供するとともに、相談者の来所日時等について支援機関と調整を図るなどして確実に支援機関につなぐ（子ども・若者総合相談センターが相談支援機関に出向くなど）こととする。



エ 子ども・若者支援地域協議会による支援が必要であると判断する相談事案の場合
子ども・若者支援地域協議会による支援について相談者の意向を確認し、支援を希望する場合には、子ども・若者支援地域協議会調整機関（子ども政策課）に相談票の写しとともに事案を引継ぐこととする。

なお、子ども・若者支援地域協議会による支援が必要な子ども・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって社会生活を円滑に営む上で困難を有する者の内、各相談支援機関や既存の支援ネットワークによる支援だけでは対応が難しい①複数の機関連携による支援が必要な子ども・若者（例：ニート）及び②継続的な支援が必要な子ども・若者（例：不登校、ひきこもり）である。



作業チーム構成員からの意見

○子ども・若者総合相談センター（以下、センターとする）に、ひきこもりに関して専門的な知識・経験を有する職員が配置できない場合には、ひきこもり相談のノウハウの蓄積がある保健所が、センターと連携しながら相談窓口として対応することができます。この場合、センターにひきこもりの相談があった時は、協議のうえ、保健所へ繋いでいただくのが適当です。

その後、保健所が相談を継続する中で、必要となった場合は、子ども・若者支援地域協議会による支援を利用することとします。

○「総合相談センター」としてセンター職員がひきこもりの相談対応技術を習得することが必要です。保健所から、ひきこもり相談のノウハウをセンター職員に伝える一つの方法として、センターに保健所職員が出向き、相談に同席することが有効であると思います。同席することにより、直接的、個別的に、相談支援の方向性の検討や、相談の受け方等のノウハウを伝えることができると思います。

春日井保健所としては、センターに、ひきこもりの電話相談又は来所相談があった時は、センター職員に、保健所が作成した受付シートにより相談内容を聴き取っていただき、予めセンターと保健所が調整のうえ設定した相談日に予約を入れていただくという方法で、当面の間、センターに出向いて相談に同席することを考えています。

○相談対応にあたる職員に対しては、講義形式の研修だけでなく、演習やロールプレイ（実際の場面を想定し、様々な役割を演じさせて、問題の解決法を会得させる学習）など様々な方法を組み合わせた能力開発の他、OJT（実際の仕事を通じて、必要な技術、知識、あるいは態度などを身に付けさせる訓練）や、スーパーバイザーによる指導・事例検討会の実施により、適切な支援を図ることが必要です。

○電話での相談は長時間に及ぶことも多いため、相談内容に応じて、来所予約をとって相談にあたるのが現実的です。

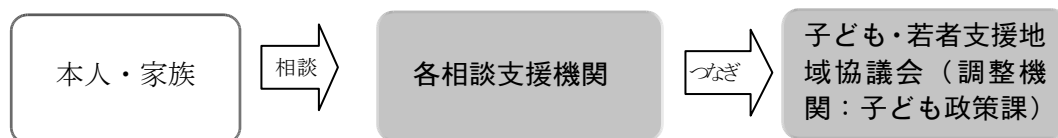
2 子ども・若者総合相談センター以外の相談支援機関

(1) 本人又家族が、相談支援機関に電話（面接）相談を依頼。

(2) 相談支援機関が対応し、その過程で、子ども・若者支援地域協議会による支援が必要であると判断した場合

子ども・若者支援地域協議会による支援について相談者の意向を確認し、支援を希望する場合には、相談者の同意（同意書（様式2））を得て、相談内容に関する情報（所定の相談票の

写し)を調整機関に提供する。



3 子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者総合相談センターから引継がれた場合及び相談支援機関から調整機関に「つなぎ」のあった場合は、調整機関が個別ケース検討会議を開催し、関係機関による支援を開始する。

(1) 個別ケース検討会議の準備

ア 調整機関が個別ケース検討会議の構成機関を選定する。なお、従前に支援を行っていた相談支援機関があればその相談支援機関とともにこれを行う。

イ 調整機関は、個別ケース検討会議開催のため、構成機関を招集し、会議資料を作成する。

(2) 個別ケース検討会議の開催（支援計画の検討・作成）

ア 支援計画と役割分担の決定

個別ケース検討会議では、構成機関により情報の分析や評価の確認を行い、明確化されたニーズに対しての支援目標の設定や支援内容の検討を行い支援計画を作成する。なお、支援計画では、具体的にだれが、いつ、どこで、どのように、どのくらい支援を実施するのか、各支援機関の役割を明確にすることとする。

イ 主担当機関の選定

支援計画に基づき中心になって支援を実施する主担当機関を選定する。

(3) 支援の実施と進行管理

支援計画に基づき主担当機関及び他の構成機関による支援を行う。支援の実施状況は主担当機関が支援記録票に記載する。調整機関は、主担当機関及び他の構成機関と連絡をとり支援状況を把握し、進行管理を行う。なお、支援計画については、相談者に対して主担当機関がその説明を行うとともに、意向を確認し、必要に応じ計画の修正を検討する。

(4) 実施状況のモニタリングと支援内容の見直し

支援の実施状況に関して調整機関は、主担当機関から個別支援進行管理票に基づき定期的に情報を収集し、以下の場合、個別ケース検討会議において効果的な支援方法について再度協議を行い、新たな支援計画を作成する。

①支援の過程で、状況に変化などにより支援の効果が期待できないと判断された場合

②支援の過程で、当面の目標が達成され、新たな目標に対する支援の必要性が生じた場合

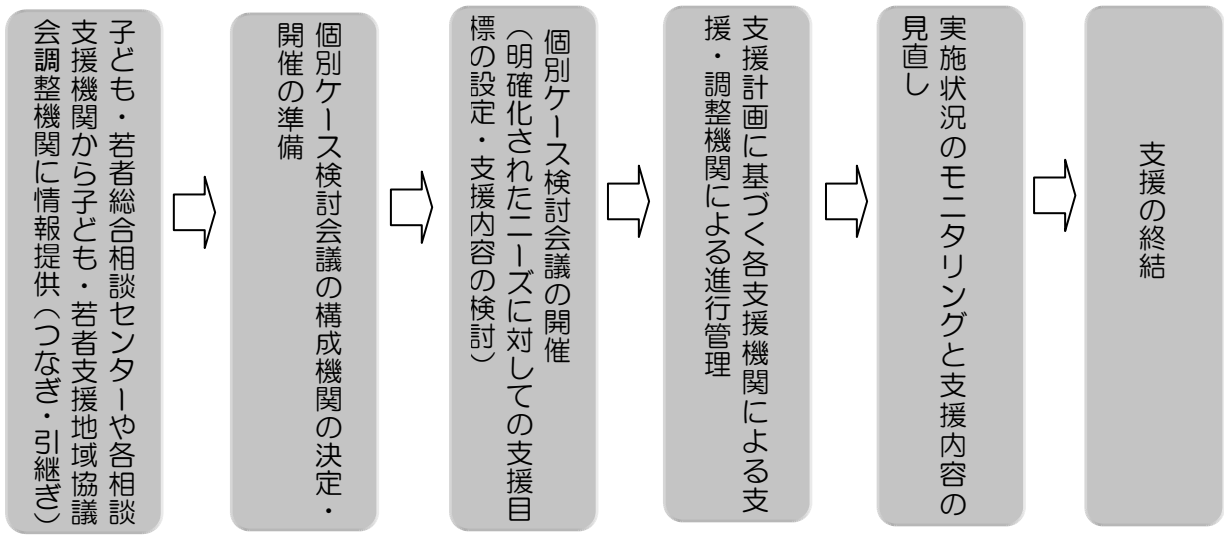
③支援計画について、相談者の納得が得られなかった場合

(5) 支援の終結

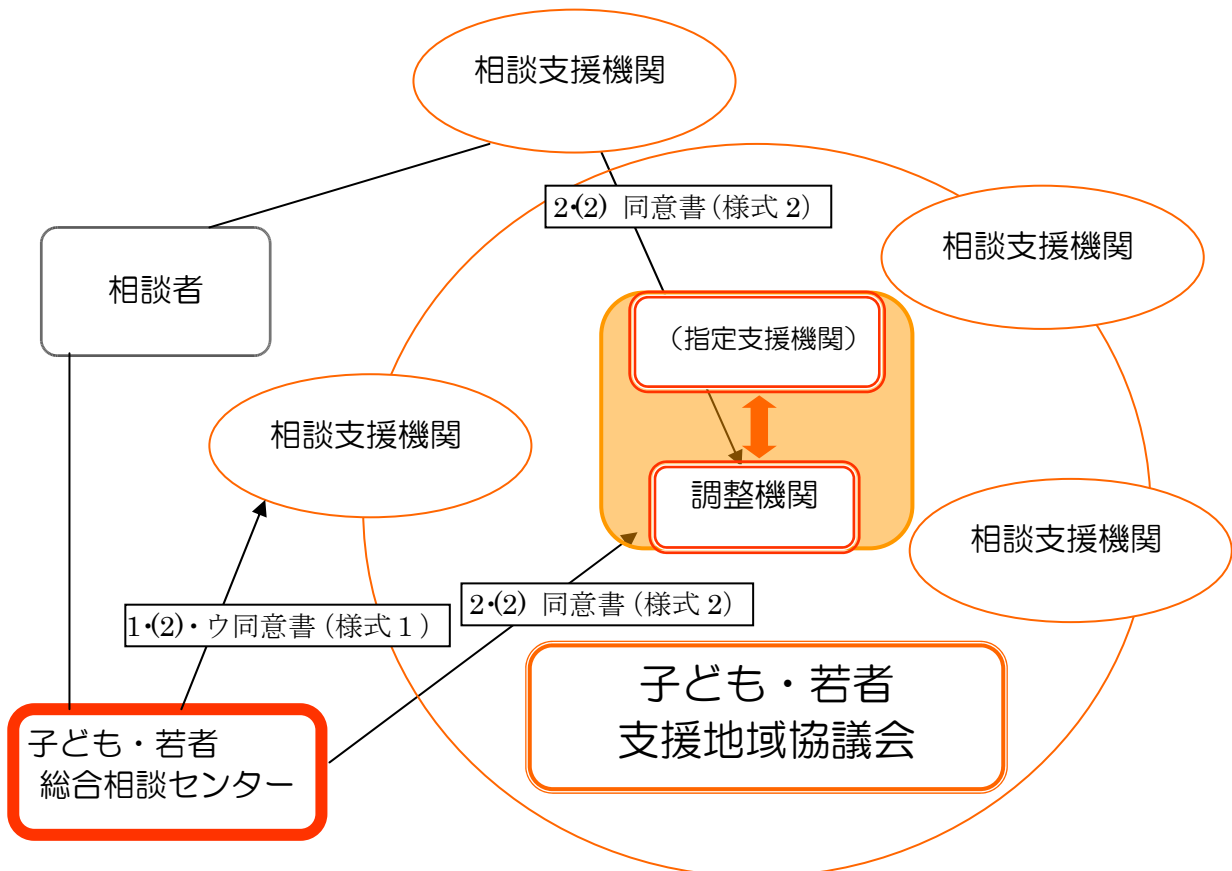
個別ケース検討会議において支援の成果等を協議し、支援終結の判断を行う。

※指定支援機関を指定した場合には、指定支援機関が、調整機関に代わり協議会の支援全般の主導的な役割を果たすことができる。

〈子ども・若者支援地域協議会における流れ〉



〈個人情報の取扱いに関する同意書〉



矢印は、個人情報の提供を示し、 はその提供にあたって使用する同意書様式を示す。

個人情報の取扱いに関する同意書(2)

() が、私に関する個人情報を下記のとおり春日井市子ども・若者支援地域協議会(構成機関については裏面のとおり)に提供することについて、同意します。

記

1 提供される個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成、相談内容

2 提供先における個人情報の利用目的

個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

(1) 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援

(2) 支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議のほか、必要な業務

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第15条第1項各号

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

平成 年 月 日

本人署名 _____

〈本人が未成年者の場合〉※

法定代理人署名 _____ (続柄) _____

※本人が未成年者の場合でも、法定代理人の承諾が必要でないケースについては、75頁参照

第6 協議会設置の準備

1 子ども・若者支援地域協議会設置要綱

設置・運営指針では、「要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成機関、調整機関、指定支援機関等）、④運営方法、⑤秘密保持義務等が考えられる。」としています。

ここでは、他の先行自治体の要綱と要綱を上記項目別に整理したものを掲載しましたので、参考としてください。

自治体名 項目	(1) 札幌市（北海道）	(2) 北九州市（福岡県）
①目的	第1条（目的）	第1条（設置目的）
②事業内容	第2条（協議事項）	第2条（所掌事務）
③組織（構成機関）	第3条（構成）	第3条（組織）
調整機関		第4条（子ども・若者支援調整機関）
指定支援機関		—
会議		第5条（会議） 第6条（会議の開催）
④運営方法	第4条（会議） ※会議の詳細については別に定める	第8条（その他） ※協議会の運営に関し必要な事項は別に定める
⑤秘密保持義務	第5条（秘密保持義務）	第7条（秘密保持義務）
⑥その他	第6条（経費負担）	—
	第7条（補則）	—

自治体名 項目	(3) 三条市（新潟県）
①目的	第1条（設置）
②事業内容	第2条（業務）
③組織（構成機関）	第3条（組織）
調整機関	第5条（子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関）
指定支援機関	
会議	第4条（会議等）
④運営方法	第8条（その他） ※組織及び運営に関し必要な事項は別に定める
⑤秘密保持義務	第6条（守秘義務）
⑥その他	第7条（協力要請）

(1) 札幌市（北海道）

(ア) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、札幌市内に居住する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、法第15条に規定する関係機関等（以下「関係機関等」という。）による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）が連携して行う支援の内容に関する事項

(2) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援の内容に関する事項

(3) その他、関係機関等が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。ただし、必要に応じ、見直すことができる。

2 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、札幌市若者支援総合センターとする。

3 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関は、財団法人札幌市青少年女性活動協会とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議及び実務者会議とする。

2 構成機関は、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係機関等に会議の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 会議の詳細については、別に定めるところによる。

(秘密保持義務)

第5条 協議会の構成機関及び第4条第2項の規定により会議に参加した関係機関等は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(経費負担)

第6条 協議会に参加するために必要となる経費については、各構成機関において負担する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表

分野	名 称	区 分
相談窓口	札幌市若者支援総合センター	「国・地」
	札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター	「国・地」
学校教育	札幌市教育委員会学校教育部指導担当課	「国・地」
	札幌市教育センター	「国・地」
保健福祉 ・医療	札幌市児童相談所	「国・地」
	札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課	「国・地」
	札幌市自閉症・発達障がい支援センター	「国・地」
	札幌市精神保健福祉センター	「国・地」
	北海道引きこもり成年相談センター	「国・地」
	市立札幌病院静療院	「国・地」

矯正	法務省札幌矯正管区（札幌少年鑑別所）	「国・地」
非行対策	北海道警察本部生活安全部少年課	「国・地」
雇用	札幌市経済局雇用推進部人材育成担当課	「国・地」
	ジョブカフェ北海道	「国・地」
	北海道労働局職業安定部職業安定課	「国・地」
	さっぽろ若者サポートステーション	「その他」
その他	財団法人札幌市青少年女性活動協会	「その他」
	全国引きこもりKHJ親の会家族会連合会・北海道「はまなす」	「その他」
	北海道フリースクール等ネットワーク	「その他」
総括	札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課	「国・地」

※区分欄において、「国・地」は、国及び地方公共団体の機関、「その他」は、特定非営利活動法人その他の団体を表す。

（イ） 代表者会議開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の基本的な運営方針の決定など、協議会が円滑に運営されるための環境整備を図るとともに、札幌市における子ども・若者の問題について情報交換を行い、もって、子ども・若者支援に対する共通認識を醸成することを目的として設置する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）第4条第1項に規定する代表者会議（以下「会議」という。）について定める。

（協議事項）

第2条 会議は、以下の事項について協議する。

- （1）協議会の運営に関する事項
- （2）社会生活を円滑に営むうえで特に複雑・困難な問題を抱える子ども・若者への支援に関する事項
- （3）情報の交換・認識の共有を必要とする事項
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（開催）

第3条 会議は、原則、年2回開催する。ただし、必要に応じ、適宜、開催することができる。

（構成）

第4条 会議は、設置要綱第3条第1項に規定する構成機関の実務代表者で構成し、第2条（第3号除く。）に規定する協議事項に関し、決定を要する場合には、構成機関の実務代表者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（招集）

第5条 会議は、設置要綱第3条第2項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）が招集する。

（臨時会の開催）

第6条 第3条但し書に規定する会議を開催する場合には、「臨時会（代表者会議・実務者会議）の開催依頼」（様式1）に必要な書類を添付し、調整機関あて提出する。

2 調整機関は、前項の提出があった場合には、速やかに会議を招集する。

（会議後の処理）

第7条 調整機関は、会議録を作成し、構成機関あて送付する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるものの外、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

(ウ) 実務者会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、複雑・困難な問題を抱え、かつ、複数の支援機関による協力を必要とする子ども・若者への支援の内容を専門的・多角的に検討することにより、各機関の連携のもと効果的な支援を行い、もって、子ども・若者が早期に自立することを目的として設置する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第4条第1項に規定する実務者会議（以下「会議」という。）について定める。

(協議事項)

第2条 会議は、以下の事項について協議する。

- (1) 社会生活を円滑に営むうえで複雑・困難な問題を抱える子ども・若者への支援方針の策定に関する事項
- (2) 個別のケースごとの支援方針の見直しに関する事項
- (3) 個別のケースごとの支援状況の進行管理に関する事項
- (4) 情報の交換・認識の共有を必要とする事項
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(開催)

第3条 会議は、原則、月1回開催する。ただし、必要に応じ、適宜、開催することができる。

(構成)

第4条 会議は、設置要綱第3条第1項に規定する構成機関の実務担当者で構成する。

2 前条但し書に規定する会議は、前項の実務担当者中、協議事項に関係する構成機関の実務担当者で構成する。

(招集)

第5条 会議は、設置要綱第3条第2項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）が招集する。

(臨時会の開催)

第6条 第3条但し書に規定する会議を開催する場合には、「臨時会（代表者会議・実務者会議）の開催依頼」（様式1）を調整機関あて提出する。

2 第2条第1号の協議を行う場合には、前項の提出書類に「個人情報の取扱いに関する同意書」（様式2）及び必要な書類を添付する。

3 調整機関は、第1項の提出があった場合には、速やかに会議を招集する。

(会議後の処理)

第7条 調整機関は、会議録を作成し、関係する構成機関あて送付する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるものの外、会議の運営に関し必要な事項は、設置要綱第4条に規定する代表者会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

(2) 北九州市（福岡県）

北九州市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（設置目的）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、北九州市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携することにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行う。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

2 協議会に座長を置く。

3 座長は、北九州市子ども家庭局子育て支援・健全育成担当部長をもって充てる。

4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

（子ども・若者支援調整機関）

第4条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、北九州市子ども家庭局子ども家庭部青少年課を指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の運営に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の事務に関すること。

（会議）

第5条 協議会に代表者会議、実務者会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者から構成し、協議会の目的を達成するため、問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理や情報交換等を行う。

（会議の開催）

第6条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

2 代表者会議は原則として年1回以上開催するものとする。

3 実務者会議は原則として月1回定例開催するものとし、個別ケース検討が必要となった場合は随時開催するものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

（秘密保持義務）

第7条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）【関係機関・団体等】

分野	代表者会議	実務者会議
教 育	福岡県公立高等学校長協会北九州地区	福岡県高等学校養護教諭研究会北九州支部
	福岡県私学協会北九州支部	
	北九州市教育委員会指導部	北九州市教育委員会指導第二課
福 祉	北九州市子ども総合センター	北九州市子ども総合センター
		北九州市子ども総合センター教育相談担当
	北九州市保健福祉局障害福祉部	ひきこもり地域支援センター
		北九州市発達障害者支援センター
北九州市保健福祉局総務部	北九州市保健福祉局総務課	
北九州市民生委員児童委員協議会	北九州市民生委員児童委員協議会	
保健・医療	北九州市保健福祉局障害福祉部	北九州市精神保健福祉センター
矯正・更生保護	福岡県警察本部生活安全部少年課 少年健全育成室	福岡県警察本部生活安全部少年課 北九州少年サポートセンター
	福岡保護観察所北九州支部	福岡保護観察所北九州支部
	小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所
雇 用	小倉公共職業安定所	小倉公共職業安定所
	北九州市産業経済局総務政策部	若者ワークプラザ北九州
相 談	北九州市子ども家庭局 子育て支援・健全育成担当	子ども・若者応援センター「YELL」
N P O	NPO法人 STEP・北九州	ひきこもり地域支援センター
そ の 他	北九州市総務市民局安全・安心部	北九州市消費生活センター
	北九州市子ども家庭局 子育て支援・健全育成担当	北九州市青少年ボランティアステーション
子ども・若者支援調整機関	北九州市子ども家庭局子ども家庭部青少年課	

※各会議の明朝体機関は重複を表す。

(3) 三条市（新潟県）

(ア) 三条市子ども・若者総合サポートシステム基本要綱

1 子ども・若者総合サポートシステムの趣旨

今日、被虐待、いじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなどに苦しむ、子ども・若者の実態は、ますます複雑化・深刻化している。育児不安に悩む親、心を開かない子ども・若者に対し、支援が途切れたり、支援が不十分になったりするおそれがあり、継続的な支援の充実強化は喫緊の課題となっている。そこで三条市では、子ども・若者という「三条市民」を、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目なく総合的に支援するため、市がその情報を可能な限り集約・一元管理し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的に行えるようにするための体制を構築することとし、それを「三条市子ども・若者総合サポートシステム」として整備する。

2 総合サポートシステムの基本的内容

- (1) 各支援組織や機関において支援対象者を把握し、その情報を三条市教育委員会子育て支援課総合支援係（以下、「総合支援係」という。）へ可能な限り伝達する。
- (2) 総合支援係は、集まった情報を集約し、当該子ども・若者が十分な支援体制のもとで支援が受けられているかをチェックし、必要に応じて支援体制を組む。
- (3) 総合支援係は、「子ども・若者総合サポート会議代表者会議」を年3回程度開催し、連係や支援に必要な事項について関係者が協議し、評価できるようにする。
- (4) 子育て支援課は、関係機関の協力のもと、必要に応じて、「個別ケース検討会議」を開催し、個に応じた支援が実施できるようにする。
- (5) 総合支援係は、保護者と支援組織・機関をつなぐツールである子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての出生児の保護者に配布し、いつでも必要な支援が受けられるよう援助する。
- (6) 総合支援係は、特に健康診査や健康診断、進学等の際に本システムや「すまいるファイル」の活用についての理解と活用について啓発に努める。

3 子ども・若者総合サポートシステムの対象者

このシステムでは、次のような支援を必要とする乳幼児期から青年期までのすべての子ども・若者を対象とする。

- (1) 発達障がいを含む障がい児
- (2) 被虐待児
- (3) 不登校児、非行児
- (4) その他支援が必要な子ども（いずれも可能性のある子どもを含む）
- (5) 妊産婦を含む保護者
- (6) ひきこもりなどの問題を抱える若者など

4 子ども・若者総合サポート会議の構成

子ども・若者総合サポート会議は、三条市要保護児童対策地域協議会と三条市子ども・若者支援地域協議会の二つの組織で構成。総合サポート会議の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。代表者会議は、関係機関等のそれぞれの代表者により構成する。実務者会議は、実際に活動する関係機関等の実務者により構成し、支援活動を円滑に行うため、虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会、若者支援部会をもって組織する。個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等又は若者の就労に至る支援に直接関わりを有している、又は今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成する。

子ども・若者総合サポート会議の詳細については、「三条市子ども・若者総合サポート会議要綱」に定める。

5 サポートのツール

個に応じた切れ目のない一貫した支援を行うためのツールとして、すべての子どもに子育てサポートファイル「すまいるファイル」を出生時に配布し、子どもの診断歴や発達の記録などを保護者が記入し、支援が必要な時に関係機関との情報共有に活用する。

また、関係機関では、保護者が子どもの支援に関係する機関に「支援の様式」の作成を要請した場合には、支援者が参集して「支援の様式」を作成し、一定期間後に評価を行う。

6 実施組織

三条市教育委員会子育て支援課は調整組織として、子ども・若者総合サポート会議に関する事務を総括するとともに、関係機関と連携し、支援が必要な子ども・若者に対する支援が適切に実施されるよう、子ども・若者に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関の特性に応じて、支援体制を構築する。また、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関と連携して、支援体制を再構築する。

7 その他

この要綱の修正等については、総合サポート会議の代表者会議で定める。

8 附則

この基本要綱は、平成21年10月20日の代表者会議において承認し、実施するものとする。

(イ) 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱

(設置)

第1条 子ども・若者をめぐる環境が悪化し、子ども・若者に関する様々な問題が深刻な状況にあることを踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として三条市子ども・若者総合サポート会議（以下「総合サポート会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 総合サポート会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する研修、広報活動及び啓発活動
- (4) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関すること。

(組織)

第3条 総合サポート会議は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

(会議等)

第4条 総合サポート会議に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、総合サポート会議が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合サポート会議の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 総合サポート会議の年間活動方針に関すること。
- (3) 総合サポート会議の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合サポート会議の目的を達成するために必要な事項

3 実務者会議に別表に定める関係機関等の担当者から構成する部会を設置し、当該部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る情報交換に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行っている事例の把握に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項

4 個別ケース検討会議は、個々の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の具体的な支援に当たり、当該支援に関係する関係機関等の担当者が、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援方法及び関係機関等の担当者の役割分担の決定に関すること。
- (3) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援の経過及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項

(子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関)

第5条 子ども・若者育成支援推進法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関及び児童福祉法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関として三条市教育委員会子育て支援課を指定する。

2 子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合サポート会議の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第6条 総合サポート会議の構成員は、総合サポート会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協力要請)

第7条 総合サポート会議は、必要があると認めるときは、関係機関等以外のものに対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、総合サポート会議は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合サポート会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総合サポート会議が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月20日から施行する。ただし、第1条から第5条までの規定(子ども・若者支援地域協議会に関する部分に限る。)については、子ども・若者育成支援推進法の施行の日から施行する。

2 略

別表(第3条・第4条関係)

	関係機関等名	実務者会議の部会名及び当協議会の構成員			
		部会 虐待 防止	対 心 部 会	問 題 行 動	支 障 援 が い 部 会
司法・警察関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○		○
	新潟県弁護士会	○	○		
教育関係	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長協会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡養護学校			○	
	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
	三条市青少年指導委員会		○		○
保健福祉関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会	○		○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者関係団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
医療関係	三条市医師会	○			○
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	経済部商工課	○			○
	教育委員会子育て支援課	○	○	○	○
	教育委員会学校教育課	○	○	○	○
	消防本部	○			

2 子ども・若者支援地域協議会を設置した旨の公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令（子ども・若者育成支援推進法施行規則。以下「規則」という。）で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（法第19条第2項）とされ、具体的には、規則で定めるとおり、①協議会を設置した旨、②当該協議会の名称、③当該協議会に係る子ども・若者支援調整機関の名称、④当該協議会に係る子ども・若者指定支援機関の名称、⑤当該協議会を構成する関係機関等の名称等、⑥関係機関等ごとに法第15条第1項のいずれに該当するか（「国及び地方公共団体の機関」、「公益社団法人及び公益財団法人」、「特定非営利活動法人その他の団体」、「学識経験者その他の者」のいずれに該当するか）の別）を公示することが必要となります。

また、設置・運営指針では、『「公示」とは、『一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。』であり、特に形式の定めはない。そこで、公示は、地方公共団体の広報紙やホームページへの掲載で行うことができる。』とされています。

ここでは、1で要綱を紹介した自治体の公示方法及び公示内容について掲載します。

(1) 札幌市（北海道）

ア 公示方法

ホームページへの掲載

イ 公示内容

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を、平成22年9月1日に設置したので、次のとおり公示します。

1 協議会の名称

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

札幌市若者支援総合センター

3 協議会に係る法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関の名称

財団法人札幌市青少年女性活動協会

4 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称

(1) 国及び地方公共団体の機関

札幌市若者支援総合センター、札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター、札幌市教育委員会学校教育部指導担当課、札幌市教育センター、札幌市児童相談所、札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課、札幌市自閉症・発達障がい支援センター、札幌市精神保健福祉センター、北海道引きこもり成年相談センター、市立札幌病院静療院、法務省札幌矯正管区（札幌少年鑑別所）、北海道警察本部生活安全部少年課、札幌市経済局雇用推進部人材育成担当課、ジョブカフェ北海道、北海道労働局職業安定部職業安定課、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

(2) 特定非営利活動法人その他の団体

さっぽろ若者サポートステーション、財団法人札幌市青少年女性活動協会、全国引きこもりKHJ親の会家族会連合会・北海道「はまなす」、北海道フリースクール等ネットワーク

(2) 北九州市（福岡県）

ア 公示方法

ホームページへの掲載

イ 公示内容

北九州市子ども・若者支援地域協議会

○地域協議会について

さまざまな悩みや課題を抱える子どもや若者たちに対しては、一人ひとりその時の状態等によって必要となる支援や相談窓口が異なり、一つの機関で支援も含めて全て対応することは非常に難しい状況となっています。

そこで北九州市では、関係機関・団体等が行う支援の継続性を維持しながら、効果的かつ円滑に子どもや若者をサポートするために、関係機関等が一致団結して、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』を設置し（平成22年8月24日）、子ども・若者を支援するためのネットワークづくりを行っています。

- 「代表者会議」…協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を図ります。
- 「実務者会議」…問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理や情報交換等を行います。

※『北九州市子ども・若者支援地域協議会』は、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号・平成22年4月1日施行）」第19条第1項の規定により、地方公共団体が置くよう努めるものとされた「子ども・若者支援地域協議会」の機能を担うものです。

○設置年月日

平成22年8月24日

○根拠法令

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項

○地域協議会設置要綱

北九州市子ども・若者支援地域協議会設置要綱 [PDF:約18KB]

○名簿

北九州市子ども・若者支援地域協議会 名簿 [PDF:約23KB]

○「応援センター」と「地域協議会」を両輪として支援

北九州市では、相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』と、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』のネットワークを両輪として支援を行い、これまで悩みや課題を抱え、生き方に迷い一歩が踏み出せずにいた若者が、一人でも多く円滑な社会生活が送れるように全力で取り組みます。

北九州市における子ども・若者支援ネットワーク（イメージ図） [PDF:約20KB]

(3) 三条市（新潟県）

ア 公示方法

三条市子ども・若者総合サポート会議要綱を所定の掲示場所に掲示。

なお、要綱はホームページにも掲載されている。

イ 公示内容

三条市子ども・若者総合サポート会議要綱（62～63頁）に同じ。